

審査基準（公表用）

様式第 3 号

所管部（局）・課生活衛生課

法令名		と畜場法			法令番号		昭和 28 年法律第 1 1 4 号			
手続名		衛生管理責任者の設置			根拠条項		第 7 条第 1 項、第 5 項			
審査基準		と畜場の管理者(と畜場の管理者がいないと畜場にあっては、と畜場の設置者。以下この項において同じ。)は、と畜場を衛生的に管理させるため、と畜場ごとに、衛生管理責任者を置かなければならない。ただし、と畜場の管理者が自ら衛生管理責任者となつて管理すると畜場については、この限りでない								
		○次の各号のいずれかに該当する者でなければ、衛生管理責任者となることができない。								
		一 獣医師								
		二 学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)に基づく大学、旧大学令(大正 7 年勅令第 388 号)に基づく大学又は旧専門学校令(明治 36 年勅令第 61 号)に基づく専門学校において獣医学又は畜産学の課程を修めて卒業した者(当該課程を修めて同法に基づく専門職大学の前期課程を修了した者を含む。)								
		三 学校教育法第 57 条に規定する者又は厚生労働省令で定めるところによりこれらの者と同等以上の学力があると認められる者で、と畜場の衛生管理の業務に 3 年以上従事し、かつ、都道府県又は保健所を設置する市が行う講習会の課程を修了した者								
受付機関	食肉衛生検査所	処理機関	生活衛生課	交付機関	食肉衛生検査所	標準処理期間		1 5 日	目次	
						標準経由期間		7 日	No.	